

北海道浜頓別高等学校

令和7年度(2025年度)校則(学校生活のきまり)



1. 登下校について

- (1)登下校の際は、交通法規を遵守し交通事故に十分気をつける。
- (2)自転車通学者については次の事項を遵守することとする。
 - ア 自転車通学をしようとするものは、所定の手続きをするものとする。
 - イ 自転車は定期的に整備すること。
 - ウ 自転車使用期間は4月から11月とする。使用期間にあっても、路面凍結や積雪があった場合は自転車通学しないこと。
- (3)列車やバス等での通学をする生徒は、乗車マナーを守り、一般客等に迷惑をかけない。

2. 交友・礼儀等について

- (1)交友については、互いの人格を尊重し明朗健全であるように心がけること。
- (2)校内外を問わず、教職員・保護者等にあった場合はあいさつをすること。
- (3)生徒相互間にあってもあいさつをすること。
- (4)生徒相互間での金銭の貸借はしないこと。

3. 服装・頭髪・装飾品等について

- (1)制服については次の事項を遵守すること。
 - ア 本校指定の制服を着用すること。
 - イ 夏季略装は原則6月から9月までとし、ブレザーは着用しなくてもよい。
 - ウ 制服の改造は認めない。
 - エ 登下校時の服装は原則、制服とする。ただし、部局活動生徒において、活動日のジャージ下校を認める。

(2)頭髪については次の事項を遵守すること。

ア 染色や脱色、パーマ等の加工を禁止する。

(3)装飾品については次の事項を遵守すること。

ア ピアスの穴を開けることやネックレス、指輪等の装飾品を身に付けることは原則禁止とする。

イ 化粧、マニキュアやネイルアート、エクステンション、カラーコンタクト等は原則禁止とする。

(4)その他

ア 履物については本校指定の運動靴とする。

イ 体育や体育的行事の際は、本校指定のジャージを着用すること。

ウ 定められた服装以外のものを着用する場合は、異装届を提出し許可を受けること。

エ その他に関しては、服装等規程細則を参照すること。

4. 所持品について

(1)自己の所持品のすべてのものに学年・組・氏名を明記し、保管に責任を持つこと。

(2)学校生活に不必要な物品・金銭等を持参しないこと。学校への納金は朝のSHR後、すみやかに担当教諭に提出すること。

5. 校内生活について

(1)教室では整理整頓に心がけること。

(2)校内での食事は所定の場所で行うこと。

(3)授業の準備は休み時間に行い、移動等は速やかに忘れ物をしないようにすること。

(4)掃除当番は各自責任を持って清潔をこころがけ、掃除用具は所定の位置に整理整頓すること。

(5)登校後は校地外に出ないこと。

(6)集会や各行事には秩序ある速やかな行動を心がけ、静粛につとめること。

(7)校内に在籍できる時間は7：30から19：00とする。

ただし、その他で定められた時間以降も残る場合はホームルーム担任または部活動顧問の承認を受けることとする。

(8)携帯電話の使用については授業中は電源 OFF やマナーモード等、音が鳴らないようにし、授業と関係のないことには使用しないこと。

6. 校外生活について

(1)校外生活について、次の行為は認めない。

ア 未成年の立入りを禁じている飲食店や遊戯場等に出入りすること。

イ 成人向け映画および成人向け興業物の観覧をすること。

ウ 飲酒・喫煙・有機溶剤等の吸引・使用

エ 暴力や脅迫行為、または疑われる行為

オ 窃盗・万引き、または疑われる行為

カ その他社会的に認められていない行為

キ これらの行為があった場合、別に定める規程により懲戒が加えられる。

(2)外出については次の事項を遵守すること。

ア 高校生である自覚と責任を持った行動を心がけること。

イ 夜間の外出はなるべく避け、帰宅時間は22時までとする。

ウ 外出・外泊の際は、保護者の了解を得ること。

7. 自動車運転免許取得について

(1)自動車運転免許取得は一定の条件下で認める。自動車運転免許取得について次の事項を遵守すること。

ア 自動車運転免許取得を希望する者は所定の手続きをするものとする。

イ 本校で実施される運転免許取得事前指導を受けること。

ウ 自動車学校は10月1日からとし、入校日は誕生日の1ヶ月前を過ぎていること。

エ 原則として進路が決定・内定していること。

オ 自動車学校受講は授業時間中および考査期間、考査準備期間認めない。

その他、本校の指示があるときは受講を認めない。

カ 自動車運転免許取得したものはすみやかに学校に報告するものとする。

キ その他に関しては、自動車運転免許取得規程細則を参照すること。

8. アルバイトについて

(1)アルバイトの実施はアルバイト届を提出してから行うこととする。

(2)アルバイトの時間帯は午後9時までとする。

(3)労働時間は1日8時間以内とする。

(4)学校生活を優先することとする。

※学業・学校行事・補習・講習・部活動等を優先

(5)アルバイト先で問題が生じた場合はアルバイト先及び学校の指導に従うものとする。

(6)体調不良・学業不振など学校生活に影響がある場合は、家庭と相談の上、アルバイトの中止を指導する。

9. 下宿について

(1)下宿をする場合、または、下宿を変更する場合は、保護者の承諾書を添え、ホームルーム担任に届け出ること。

(2)下宿生は、次の条項を厳守すること。

ア 友人を自室に宿泊させないこと。

イ 友人同士で部屋の貸借をしないこと。

ウ 平常日は一般生徒を立ち入らせないこと。土曜日・日曜日（休日）は18時までとする。

エ 登校日以外の外出の時は、施錠し家主へ連絡すること。

10. その他

(1)校内の施設・工具等を無断で持ち出したり、破損・落書き等をしないこと。

(2)欠席・遅刻・早退の場合は保護者から担任へ連絡すること。

(3)校外において事故があった場合には、ただちに学校に報告することとする。

(4)次の場合においてはホームルーム担任および担当教諭に届出て、校長の許可を得ること。

ア 校内外において集会を催す場合。

イ 校内外において諸掲示および文書を配布する場合。

ウ 校外における諸団体に加入する場合。またそれらの主催する諸行事に参加する場合。

エ 校外においてライブ活動を行う場合。

オ 長期休業中に生徒同士でキャンプ・遠距離旅行・サイクリング・登山等を行う場合。